

ChatGPT 等の生成 AI ツール活用に関する覚書

依頼者（以下「甲」という。）と受任弁護士（以下「乙」という。）は、甲乙間の委任契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）及び本覚書で認める情報活用のために、乙が ChatGPT 等の生成 AI ツール（以下「AI ツール」という。）を活用することについて、次のとおり合意する。

第1条（目的）

本覚書は、本件業務の遂行並びに乙の弁護士業務における知見・書式の活用及び継続的な業務支援のため、AI ツールの利用範囲、甲の同意及び情報管理の条件を定め、甲の利益と秘密を保護しつつ、業務の質の向上及び効率化を図ることを目的とする。

第2条（AI ツールの利用範囲及び同意）

- 1 乙は、本件業務に関する事実・証拠の整理、法令・裁判例等の調査、法的検討、文書の作成・確認・要約・翻訳、音声の文字起こしその他の補助作業に AI ツールを利用することができる。
- 2 甲は、第3条及び第4条の条件の下で、乙が本件業務の遂行に必要な範囲の情報を AI ツールに入力することに同意する。対象には、氏名、住所、連絡先、契約内容、事件の経緯、病歴・犯罪歴等の要配慮個人情報その他の秘密情報を含み、契約書、訴訟書類、証拠資料、通信記録、画像・音声等の原資料を、その記載・内容を維持して取り扱う場合を含む。
- 3 前項の条件を満たす限り、乙は、入力前に氏名等の削除、仮名への置換その他の匿名化・マスキングを一律に行う義務を負わず、実名のまま入力し、又は資料の全部若しくは一部をアップロードすることができる。入力範囲は、情報の機密性、サービスの保護措置、匿名化による文脈・照合精度への影響並びに本件業務及び第5項の利用目的を踏まえて乙が合理的に判断する。
- 4 甲は、本覚書に定める範囲内での利用方法、入力資料及び利用頻度の選択を乙に委ね、個々の入力・参照の都度の説明又は同意を要しない。主な利用サービスは OpenAI の ChatGPT とし、乙は、第3条及び第4条の条件を満たす他の AI ツールも利用できる。ただし、法令又は第5条により説明又は同意が必要な場合は、その手続を行う。
- 5 甲は、第3条及び第4条の条件の下で、乙が、本件業務の継続的な把握、類似論点の検討及び知見・書式の活用のため、入出力情報を会話履歴、記憶機能又は資料検索機能に保存し、同一のアカウントその他乙の管理下にある利用環境で、他の案件を含む乙の弁護士業務において参照・利用することに、甲が承諾する権限を有する範囲で同意する。甲は、本件の情報が他案件の検討時に参考情報として表示され、誤参照等が生じ得ることを理解する。
- 6 前項の利用に際し、乙は、法令・規程等により個別に必要な措置を除き、案件ごとのアカウント・会話・保存領域の分離、記憶機能の停止、記憶・参照範囲の案件内への限定又は保存情報の一律の匿名化を行う契約上の義務を負わない。

第3条（サービスの選定及び安全管理）

1 乙は、個人情報保護法、弁護士法、弁護士職務基本規程及び弁護士情報セキュリティ規程その他の適用される法令・規程を遵守し、関係する公的指針等を参照して、AI ツールを適切に利用する。

2 乙は、個人情報又は秘密情報を入力する場合、利用するプラン・機能の契約条件、公開資料、設定及び提供事業者の信頼性（適用される法制度を含む。）を確認し、次の条件を満たすサービス及び利用設定を選択する。

- (1) 弁護士業務での利用及び予定する情報の入力、利用規約等に反しないこと。
- (2) 入出力情報が、提供事業者又は第三者のモデル学習、広告その他の独自目的に利用されないこと。標準で対象外となる場合のほか、対象外とする設定又は契約による場合を含む。
- (3) 提供事業者及びその委託先による情報へのアクセスが、処理・保守・安全確保・法令対応等の正当な理由がある場合に限定され、適切に管理されること。
- (4) 通信及び保存データの暗号化、アクセス制御、脆弱性対策等の適切な安全対策が講じられていること。
- (5) 入出力情報について、保存期間経過後の削除又は利用者による削除が可能であり、保存・削除の条件を確認できること。

3 乙は、認証・権限管理を行い、第2条第5項の利用に際しては、情報の機密性及び利用態様に応じ、事実関係の取り違えや権限のない者への開示を防ぐため合理的な管理・出力確認を行う。同項の同意は、甲の利益を不当に害する利用や他の依頼者等への秘密の無断開示を認めるものではない。学習利用につながる任意のデータ提供や公開リンクによる共有は行わず、補助者にも必要な取扱方法を周知する。

4 外部検索、アプリ連携又は自律的に複数の操作を行う AI エージェントを利用する場合、乙は、送信先及び取扱条件を確認し、操作権限を必要な範囲に管理する。記憶・履歴の内容を検索語等として外部送信する場合も、第2項及び第4条の条件に従い、不適切な送信を防ぐため設定・指示・確認等の合理的な措置を講じる。権利義務に影響する送信・提出・契約等は、乙が内容を確認して実行を判断する。

5 甲は、AI ツールの利用に伴い、入出力情報が提供事業者及びその委託先の設備で処理・保存され、前項までの条件の下で、権限を有する担当者が必要な範囲で取り扱う場合があること、並びに技術的・運用上の事故による漏えい等の危険を完全には排除できないことを理解する。第2項第2号は、回答生成、履歴・記憶の保存、資料検索その他本覚書で認める機能の提供及びこれに必要な安全確保・法令対応のための限定的な処理を妨げない。

第4条（守秘義務及び個人情報の取扱い）

1 甲は、甲自身の個人情報及び甲が開示を承諾する権限を有する秘密情報について、本覚書に従う入力、提供事業者・その委託先による処理・保存及び第2条第5項の案件をまたぐ参照・利用に同意する。この同意は、乙の守秘義務に関する当該取扱いの承諾を含むが、その範囲を超える利用又は開示を認めるものではない。乙は引き続き守秘義務を負う。

2 乙は、情報の利用目的及び取扱根拠を確認し、サービスの契約条件及び取扱実態に即して、個人情報保護法上の第三者提供、取扱いの委託又は第三者提供に当たらない取扱いのいずれに該当するかを判断し、必要な同意取得、委託先の監督その他の措置を講じる。学習利用の対象外であることだけをもって、第三者提供に当たらないと扱うものではない。

3 甲は、情報が日本国外で処理・保存される場合があることを理解する。外国にある第三者への個人データの提供に該当する場合、乙は、相当措置の継続的な実施が確保される体制の確認等、法令に適合する方法による。同意を根拠とする場合には、提供先の国、その国の個人情報保護制度、提供先の保護措置等の法定事項を事前に本人に示して同意を得るものとし、本覚書の一般的な承諾だけでこれに代えない。

4 相手方、被害者、証人、従業員等の第三者に関する情報も、法令及び本覚書に適合する取扱いの委託その他の根拠がある場合には、一律の匿名化や本人ごとの同意を条件とせずに利用できる。ただし、甲の同意だけで第三者の情報の目的外利用や秘密保持義務の解除が認められるものではなく、乙は利用目的、取扱根拠及び著作権その他の権利を確認する。利益相反に伴う情報遮断、個人番号、刑事事件の開示証拠、秘密保持命令の対象情報等の固有の制限にも従い、必要に応じて入力・参照の制限等を行う。

第5条（AI ツールの特性及び乙の責任）

1 甲は、AI ツールの出力には、事実・法令・裁判例等の誤り、欠落、偏り又は権利侵害等が含まれ得ることを理解する。乙は、出力を補助資料として扱い、原資料・引用元の確認その他の必要な検証・修正を行った上で、乙の専門的判断と責任において助言、書面作成等を行う。

2 甲は、第三者の利害に影響しない内部検討用の仮訳・要約等について、乙が未検証又は一部のみ検証した旨、確認範囲及び誤りを含み得ることを説明した場合、その範囲で参考資料として利用することに同意する。この場合、別段の合意がない限り、乙は全件・全項目の検証まで引き受けるものではない。法的助言や外部への提出に用いる場合は前項による。

3 乙は、大量資料の全件確認を省略するなど、甲の判断等に重大な影響を及ぼす利用について、その方法及び限界を説明し、必要な合意を得る。生成又は改変した資料を証拠等として用いるときは、その由来・加工の有無について誤認を生じさせない措置を講じる。

4 乙は、AI ツールの出力の完全性又は事件の結果を保証するものではない。本覚書は、乙が引き受けた業務についての善管注意義務その他の法令及び委任契約に基づく責任を免除し、又はAI ツールの利用に伴う責任を甲に転嫁するものではない。

第6条（有効期間及び利用の停止）

- 1 本覚書は、本件業務の期間中有効とする。ただし、第2条第5項の同意は、次項による停止の申出がない限り、本件業務終了後も同項の目的に必要な期間、効力を有する。
- 2 甲は、書面又は電子メール等により、第2条第5項の利用のみを含め、将来に向けてAIツールの利用の全部又は一部の停止を申し出ることができる。乙は、申出を受けた後、対象となる利用を停止し、既存データの削除・記憶からの除外等について法令及びサービスの仕様・保存条件に従い必要な対応を行う。業務の進め方に変更を要する場合は、甲乙で協議する。停止前の適法な利用の効力は妨げられない。
- 3 業務終了後又は利用停止後も、第3条及び第4条の情報管理・秘密保持に関する規定並びに第5条は存続する。乙は、第2条第5項の適法な利用、法令上の保存義務又は業務記録の保全等に必要な範囲を除き、AIツール上での保存が不要となった情報を適切に削除する。

第7条（条件変更及び協議事項）

- 1 乙は、利用条件や公的指針等の変更を適宜確認し、必要に応じて設定や利用方法を見直す。情報保護の条件が実質的に低下する変更がある場合には、従前の同意のみを根拠に利用を継続せず、利用の停止・変更又は必要な追加説明・同意取得等により対応する。
 - 2 本覚書に定めのない事項は委任契約の定めによるものとし、本覚書について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決する。
- 以上、本覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（依頼者）

住所

氏名

印

乙（受任弁護士）

福岡市中央区薬院1丁目5番11号薬院ヒルズビル4階4-A

弁護士 鐘 ケ 江 啓 司

印